

生活困窮者自立支援制度にかかる 窓口対応・相談支援ガイドライン

(H31.1.28 時点 案)



【第2版】

平成31年3月

芦屋市福祉部地域福祉課

目次

本編

第1章	生活困窮者自立支援制度における行政の役割・業務	1
1-1	相談支援の全体的な流れイメージ	1
1-2	窓口の相談内容から考えられる対象者（イメージ）	2
1-3	紹介・連絡について	2
1-4	様式（Joint-Sheet）	6
1-5	事例紹介	8

別冊

第1章	生活困窮者自立支援制度創設の背景と制度改正	別1
1-1	制度創設の背景	別1
1-2	法施行後の状況	別2
1-3	制度改正（平成30年）	別2
第2章	生活困窮者自立支援制度とは（本制度の「理念」）	別6
2-1	制度の意義	別6
2-2	制度の目指す目標	別6
2-3	生活困窮者支援のかたち	別7
2-4	生活困窮者自立支援制度における対象者の考え方	別7
2-5	関係制度等との連携	別8
第3章	芦屋市における生活困窮者自立支援制度の活用について	別9
3-1	実施事業とその体系	別9
3-2	対象者の考え方	別10
3-3	自立相談支援事業について	別10
3-4	住居確保給付金の支給について	別13
3-5	就労準備支援事業について	別14
3-6	地域まなびの場支援事業について	別15
3-7	関係機関との連携，地域づくり	別17
3-8	ネットワークの構築	別17

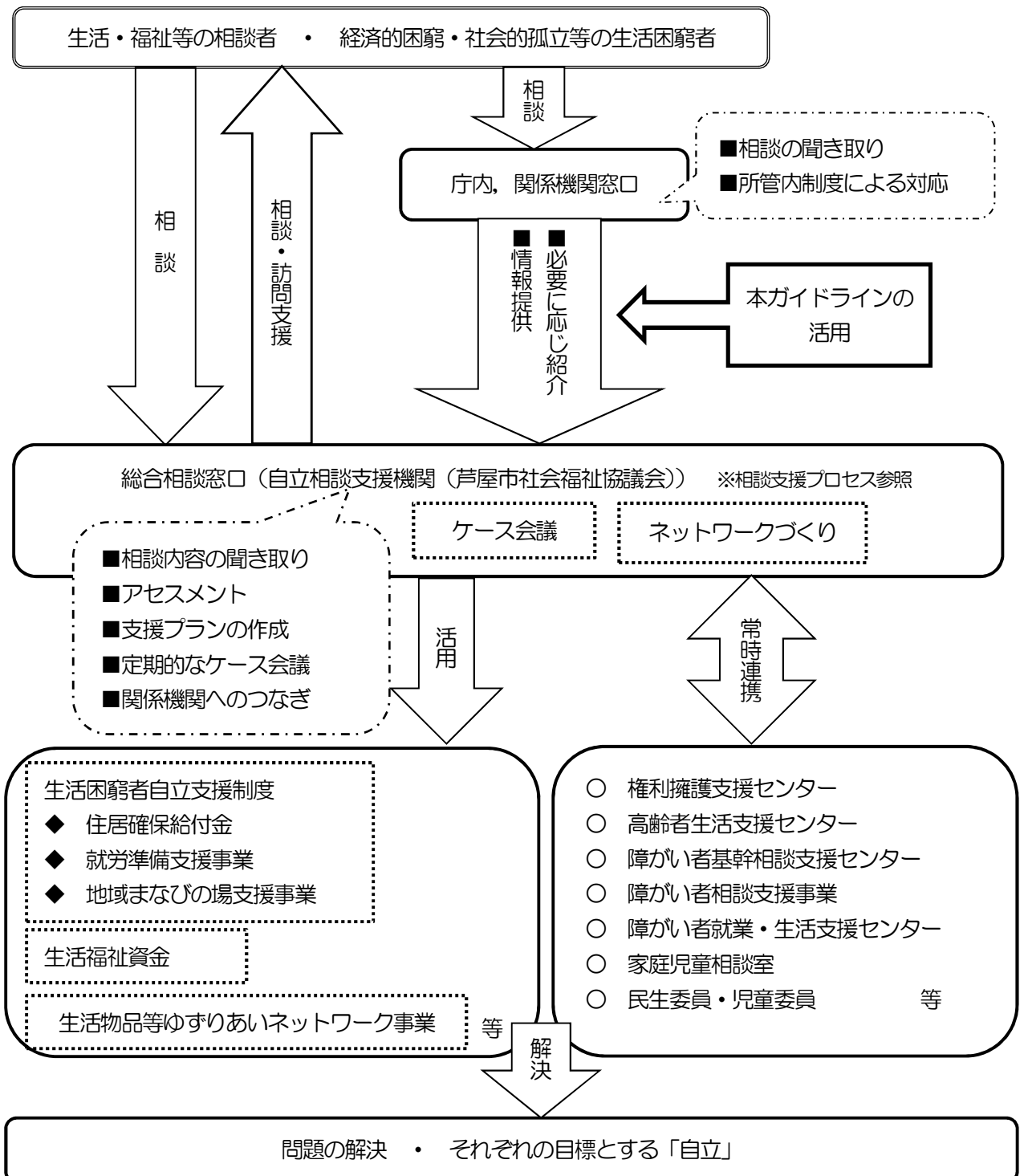
本編

第1章 生活困窮者自立支援制度における行政の役割・業務

各課で対応した市民が、生活困窮状態にあり、困っていると考えられる場合は、下記に沿って総合相談窓口（自立相談支援機関）等へ案内してください。

※総合相談窓口にて生活困窮者の支援を行う「自立相談支援事業」を芦屋市社会福祉協議会が実施しています。

1-1 相談支援の全体的な流れイメージ



1-2 窓口の相談内容から考えられる対象者（イメージ）

■対象者は原則として、芦屋市在住の方です。

- 生活に困っているが、相談先がわからない。
- 税金や保険料、光熱水費に未払いがある。
- 収入がなく、家賃を払うことができない。
- 失業した。間もなく仕事なくなる。
- 障がいや病気、家族の問題で仕事ができない。
- 借金を抱えており、仕事をしているが生活が苦しい。
- 引きこもりの家族がいて将来が心配。

◎（上記の様な）同じ相談内容で何度も窓口に来庁されている方

1-3 紹介・連絡について

（1）紹介・連絡の方法

様式	Joint-Sheet
書類の記載者	・担当課の対応欄以外は本人記載 ・同意署名は必ず本人、その他の欄は状況に応じて職員の間取り等で記載の補助をお願いします。
本人署名	必要
連絡・調整方法	①直後の相談を希望→職員からの電話連絡をお願いします。相談員が窓口に来ます。 ②後日の相談を希望→シートの写を自立相談支援機関に送付し、相談員から電話をする旨等を伝えてください。
各課での複写・保管	・原本は本人へ ・複写したものを地域福祉課へ提出ください。地域福祉課にて保管します。

以降の詳細を参考に紹介・連絡をお願いします。

■「Joint-Sheet」（別紙参照）による紹介

- ①本人による記入又は本人から聞き取った相談内容等を記入
※相談内容には、各所管課保有の情報の記載は不要です。
- ②同意欄に本人の署名を得る
- ③自立相談支援機関による相談日を当日又は後日の希望の間取り

<希望による案内のパターン>

相談の希望	対応
当日相談を希望	「Joint-Sheet」を記入の上、自立相談支援機関に相談希望の旨を連絡してください。連絡を受けた後、相談員が窓口に来ます。
後日相談を希望で 電話相談の希望あり	所管より「Joint-Sheet」の写しを自立相談支援機関に送付の後、相談員からの電話があることを説明してください。
後日相談を希望で 電話相談の希望なし	所管より「Joint-Sheet」の写しを自立相談支援機関に送付しておくので、後日、福祉センターの総合相談窓口へ相談されるよう説明してください。

④「Joint-Sheet」を本人に渡し、自立相談支援機関へ提出するよう説明

⑤「Joint-Sheet」を複写し地域福祉課へ送付

■リーフレット等による案内

- ・リーフレット等を基に事業内容等を説明の上、自立相談支援機関窓口を案内

(2) 紹介・連絡時の留意事項

■生活保護を希望する場合は「生活援護課」につないでください。

■他の窓口で対応できる相談内容は、別添の「相談窓口の案内」を参考にし、それぞれの担当課、相談窓口を案内してください。

■可能な限り事業内容や対応可能な範囲を説明する

- ・「生活困窮者のための窓口があるのでそちらで相談してほしい」と伝えるだけでは、過度な期待や無用な誤解を招き、いわゆる「たらい回し」につながるおそれがあります。
- ・自立相談支援機関では、金銭給付は行っておらず、必ずしもその場で明確な解決方法を示すことができるわけではなく、各種制度の活用や関係機関との連携を図るほか、就労や生活再建について、本人の努力をサポートする事業であることを伝えてください。
- ・自立相談支援機関は、芦屋市社会福祉協議会が芦屋市より委託を受けて実施していることを伝えてください。

■本人同意について

- ・「Joint-Sheet」への本人署名は、今後の支援のために相談内容について、相談を受けた課と自立相談支援機関で共有すること及び連絡票を地域福祉課で保管することの同意署名であり、市有の個人情報共有のための同意署名ではありません。
- ・「Joint-Sheet」による紹介の場合は、本人の署名を原則とします。そのため、同意や理解が得られない対象者の場合は、「地域福祉課」に相談する等、他支援方法の検討をお願いします。(例えば、福祉部の相談につないで良いか、相談の場に保健師が同席しても良いかなど)。

(3) 各所管における既存の相談支援・紹介ルートとの関係について

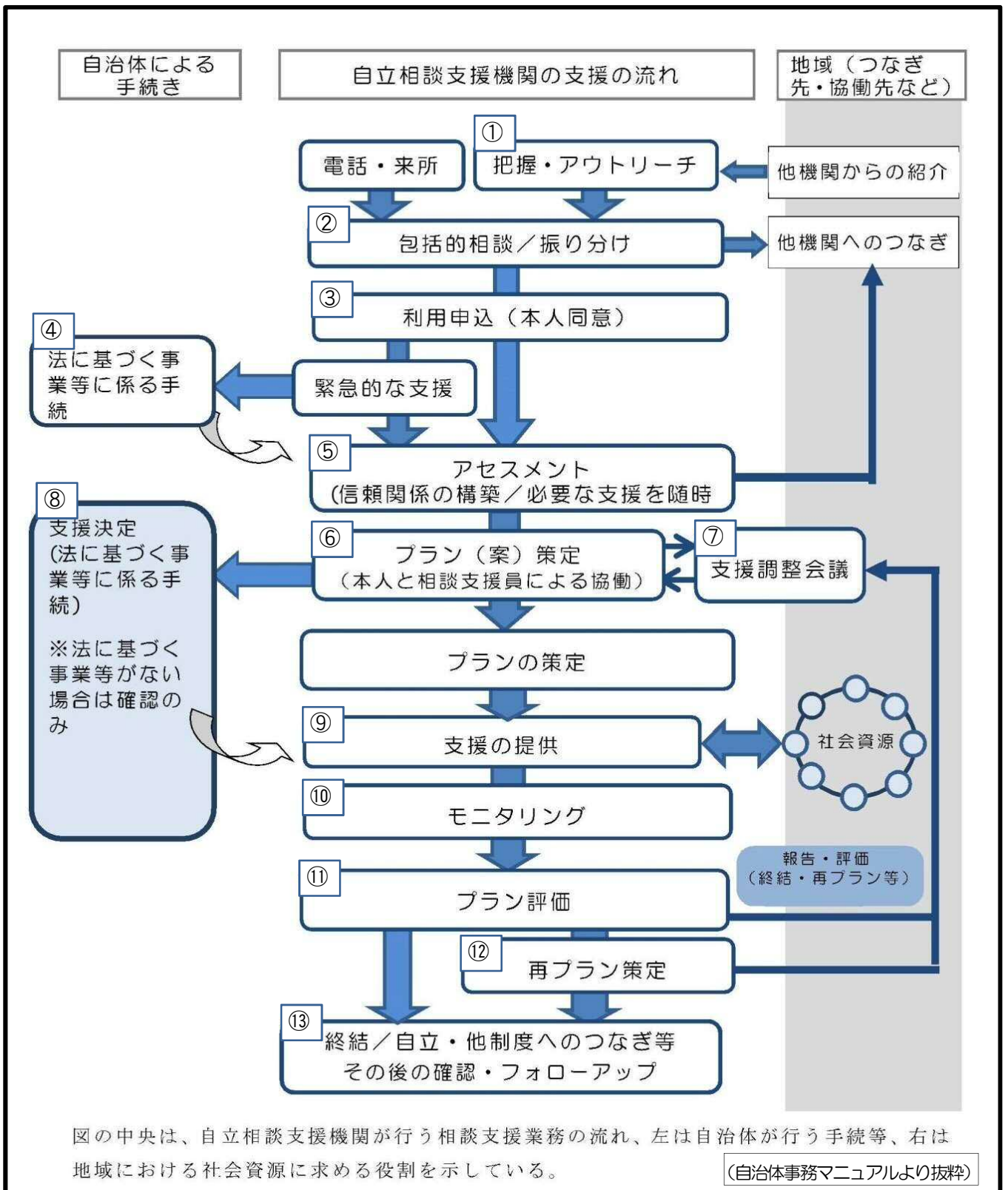
- ・相談内容が、各所管の相談支援で対応できない又は紹介先が無いといった場合は、「自立相談支援機関」へつないでください。

- ・既に各所管において“気になる”対象者について、関係する各機関に問い合わせや支援依頼をされている場合は、問い合わせ・支援依頼を受けた担当課から、必要に応じて「自立相談支援機関」へつないでください。

(4) 自立相談支援機関の機能【「相談支援のプロセス」参照】

- ・相談を受けた自立相談支援機関は、相談内容の聞き取りからアセスメントを行い、本人同意に基づいて自立支援計画（以下「プラン」という。）を作成し、必要な支援を継続的に行います。支援にあたっては、本人同意に基づく生活状況を把握するための情報収集や既存制度の活用、各機関との協力・連携等を必要とする場合もありますので、自立相談支援機関から問い合わせ等があった場合には協力をお願いします。

相談支援プロセスの概要



※原則、①～⑬の流れに沿って支援を展開します。

Joint-Sheet(記入例)

(自立相談支援機関紹介シート)

<相談者基本情報>

ふりがな	あしや たろう		
氏名	芦屋 太郎		
生年月日	昭和45年〇月〇〇日	年齢	45 歳
住所	芦屋市 〇〇 町 〇番 〇〇 - 〇〇〇 号		
電話番号(自宅)	0797 - 〇〇 - 〇〇〇〇	電話番号(携帯)	0△0 - △△△△ - △△△△

<ご相談の内容(お困りごと)> ⇒ **ご本人での記入が困難な場合は聞き取りにて記入をお願いします。**

【相談内容】

- | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 税・保険料・公共料金の支払いについて | <input type="checkbox"/> 生活費・家計のこと | <input type="checkbox"/> 債務のこと |
| <input type="checkbox"/> 病気・健康・障がい・介護について | <input type="checkbox"/> 住まいについて | <input type="checkbox"/> 仕事探し・就職について |
| <input type="checkbox"/> 家族関係について | <input type="checkbox"/> その他() | |

【具体的な相談内容】 ※ **各所管課の保有情報(具体的な金額等)の記載は不要です。**

母親の介護があり仕事を辞めた。

母親の年金だけで生活しているため、生活が苦しく保険料を支払えない。

後日相談の場合は、できるだけ相談支援員から電話できるように「希望あり」を勧めてください。

<電話相談の希望(希望ありにチェックがある場合は相談支援員から直接電話を差上げます)>

- | | | | |
|--|---|-------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 希望あり | ⇒ | <input type="checkbox"/> 自宅電話 | <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話 |
| | | ご希望時間帯等 | 午後の方が電話に出やすい |
| <input type="checkbox"/> 希望なし | | | |

<個人情報提供に関する同意> ⇒ **必ずご本人の同意・署名を取ってください。**

本連絡票を、自立相談支援機関に提出すること及び福祉部地域福祉課で管理することに同意します。

平成 30 年 〇 月 〇 日

署名 芦屋 太郎

担当課の対応 (受付日:平成30年〇月〇日 / 課名: 保険課 / 担当者: □□)

分納の説明

※ **各所管課の保有情報(具体的な金額等)の記載は不要です。**



自立相談支援機関 (受付日: / 受付者)

自立相談支援機関(福祉センター内 社会福祉協議会)

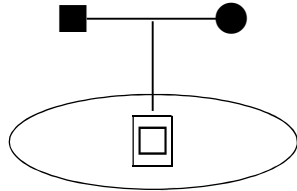
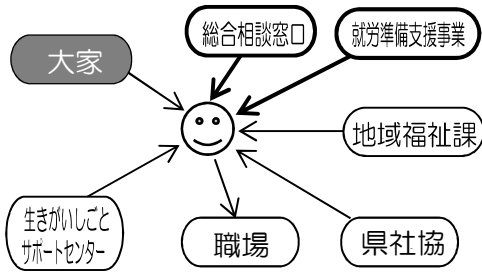
住所 : 芦屋市呉川町14-9 電話番号 : 0797-31-0681

1-5 事例紹介

(平成26~27年度「芦屋市生活困窮者自立支援制度に関する事業実績報告書」より抜粋)

事例『無職で食料品もない経済的困窮者への就労支援』

(※事例内容は本人が特定されないよう、修正しています)

<p>●事例の概要</p> <p>60代単身男性Aさん。長年勤めた運送会社を解雇され、就職活動を行うが、失業給付受給中に新しく仕事を見つけることができなかった。月数万円の年金はパチンコに使い切ってしまう家賃を滞納。また住民税や国民健康保険料も滞納し、市役所へ市税等の分納を相談したところ、「総合相談窓口」を紹介された。</p>	
<p>●ジェノグラム</p> 	<p>●エコマップ</p>  <p>※「塗りつぶし」…支援前の社会資源</p>
<p>●インテーク・アセスメント時の本人の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃を滞納し、保証会社から退去を迫られている。 ・ 手持ち金がほとんどなく、食糧もない。 ・ 長年勤めたドライバーの仕事を強く希望され、他の職種まで広げて就職活動を行っていない。 ・ 食費を削ってでもパチンコに使ってしまう。 	
<p>●支援の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早急に食糧支援を行うとともに、新しい仕事が見つかるまでの間、家賃・生活費を確保する。(住居確保給付金, 総合支援資金) ・ ドライバー以外の仕事にも視野を広げ、就労支援を行う。 ・ 必要な支払いや食料購入が確実にできるよう、当面、年金及び貸付金の入金日に訪問し、必要な金銭管理の支援を行う。 	
<p>●支援経過</p> <p>H27.4 市役所の債権管理課から紹介され、本人が総合相談窓口に来所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の困りごとについて聞き取りを行う。来所時には手持ち金も食料も底をついていたため、食糧支援団体(NPO法人)に食糧支援を要請。離職から2年以内であり、本人の就労意思があることから、住居確保給付金、臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金を利用しながら、新しい仕事を探すプランを作成。 	<p>●支援プラン</p> <ol style="list-style-type: none"> ①食糧支援 (貸付が入金するまでの期間) ②家賃助成申請 (住居確保給付金) ③就職活動時の生活資金貸付 (臨時特例つなぎ資金) ④就職活動支援

<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時特例つなぎ資金が入金されたが、本人は半ば自暴自棄になっており、パチンコに使いきってしまう可能性があったため、入金日に金融機関とスーパーへ同行し、当面の食料を購入。 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤家計相談 (入金日に食料購入支援) ⑥国保料分納申請
<p>H27.5 就労支援, 就職決定, 就労定着支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一緒に求人誌を見て新しい仕事を探す。当初、長年勤めていたドライバーの仕事を強く希望していたが、本人の年齢等を理由に面接を受けても採用されることがなかった。就労準備支援事業(就労準備支援担当者)の協力を得て、地域の「生きがいしごとサポートセンター」へ同行し、紹介された警備会社の面接を受け採用になる。 ・ 研修初日、最寄駅までは行ったものの、無断欠勤。本人に強い不安が見られたため、翌日から研修終了までの4日間、研修会場入口まで同行支援を行った。研修は無事終了し、試用期間を経て本採用になった。 ・ 月に2回の給料や年金の入金日には銀行やスーパーに同行し、必要な支払いや食料品の購入を一緒に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ①家賃助成利用 ②就職活動時の生活資金 (総合支援資金) ③就労継続支援(職場同行支援) ④家計相談 (入金日に食料購入支援)
<p>H27.9 就労定着により, 終結</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仕事や職場にも慣れ、定着の見通しが立つ。また、給料を週払いに変更してもらったことで、金銭管理が容易になり、各種支払いも滞りなく行えるようになった。 	<p>終結→フォローアップ (定期的な見まもり支援)</p>
<p>●支援の効果</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居確保給付金、総合支援資金を利用したことで、失業中も住宅を失う恐れがなくなり、生活費も確保することができました。 ・ 本人はドライバーの仕事を強く希望していたが、比較的高齢者向けの求人が多い警備を一度経験することで、再就職することができました。 	
<p>●支援を通じた地域課題等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ケースのように、精神的・経済的に追い詰められているときほど、パチンコや飲酒に依存してしまうケースが多いため、中高年の男性が気軽に集えるような居場所の創設が必要。 	

第1章 生活困窮者自立支援制度創設の背景と制度改正

1-1 制度創設の背景

単身世帯の増加や少子高齢化、雇用形態の多様化など社会の構造的な変化は、これまでセーフティネットの役割を果たしてきた家族や地域、社会システムにも大きな影響を与えており、今や、誰もが簡単に社会的孤立や排除される社会になったといっても過言ではありません。

「無縁社会」と呼ばれるこうした社会背景から、地域において、支援が必要であっても孤立して発見されない人々、制度の谷間にあって支援の手が届かない人々への支援が課題となっています。

社会構造の変化によって生み出されたこの新しい課題は、個人の問題に還元されるべきものではなく、社会全体で支援の仕組みを再構築することが必要となっており、「制度・サービスに」ではなく、「人に」合わせた切れ目のない支援体制づくりが求められています。

これらの背景から、全国において、生活困窮者の自立に向けた支援が確実かつ適正に実施されるよう、新たな制度が創設され、平成25年12月に「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号。以下「法」という。）が成立しました。

【厚生労働省：生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について】

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法律の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

1-2 法施行後の状況

法施行により、就労や家族の問題を抱えた現役世代、生活困窮家庭の子ども、高齢の生活困窮者等の存在が明らかになってきました。また、そうした生活困窮者又は世帯の抱える課題は、経済的困窮をはじめ、病気、住まいの不安定、メンタルヘルス、債務問題など多岐にわたり、かつこうした課題を複数抱えている人が存在するなど、生活困窮者の有する課題が複雑かつ多様化しています。

また、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、第4条第2項では、支援関係機関の連携により解決を図る「地域生活課題」の中に「地域社会からの孤立」が規定されるなど、地域での孤立も課題として認識されています。

こうした複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援制度は、これまで支援を求めることが難しかった生活困窮者に支援を届け、寄り添い、自立を支援していく個別支援の側面と、個別支援を通じて地域づくりにつなげ、それが循環する仕組みを作っていく側面の両方の面から、着実に成果を上げてきています。

さらに、改正社会福祉法において、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について規定され、生活困窮者自立支援制度に、地域の持つ力と公的な支援体制の協働における中核的な役割が期待されています。

【改正社会福祉法（平成30年4月施行）抜粋】

（地域福祉の推進）

第4条（略）

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

1-3 制度改正（平成30年）

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）附則第2条に定める施行3年後の検討規定に基づき、相互に密接に関連する生活保護制度との一体的な見直しが行われました。

改正にあたっては、法施行後の状況を踏まえ、「地域共生社会の実現」、「問題の背景事情を踏まえた早期の予防的な支援」、「貧困の連鎖防止」といった視点を持ち、生活困窮者の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化及び子どもの学習支援の強化等の改正が行われました。

【厚生労働省：平成30年制度改正の概要】

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）の概要	
改正の趣旨	生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。
改正の概要	
1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）	
(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化	
① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進 ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設 ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)	
② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用動奨を行う努力義務の創設	
③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設	
(2) 子どもの学習支援事業の強化	
① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化	
(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）	
① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等	
2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）	
(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援	
① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付	
(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化	
① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進	
② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化	
(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援	
① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化	
② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施	
(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等	
3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）	
(1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等	
施行期日	
平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等） ※平成31年11月支払いより適用 1	

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①	
1. 基本理念・定義の明確化	
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化 <ul style="list-style-type: none"> ①生活困窮者の尊厳の保持 ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援 ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり） 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。 	
<p>生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開</p>	
2. 自立相談支援事業等の利用動奨の努力義務の創設	
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用動奨を行うことを努力義務化。 	
<p>関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施</p>	
3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置	
<ul style="list-style-type: none"> 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。 （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。 	
<p>会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能</p>	

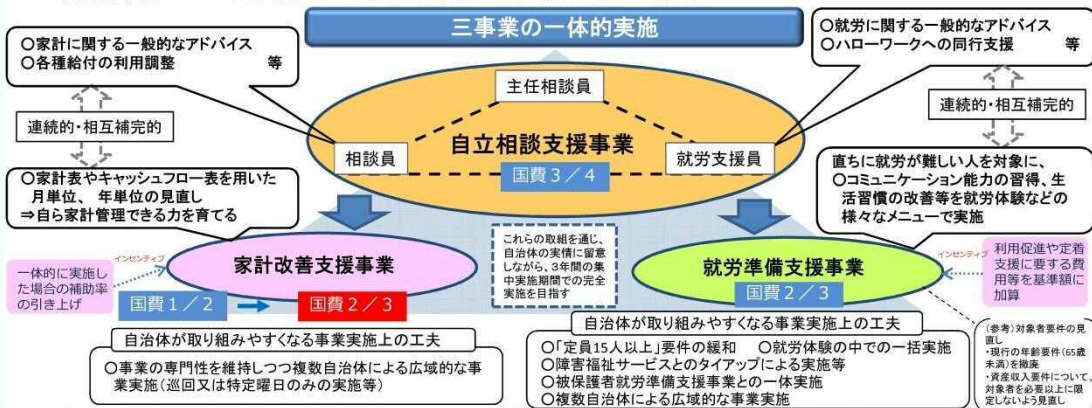
生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化②

4. 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

・就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- ① 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- ② 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図る。
- ③ 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



5. 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

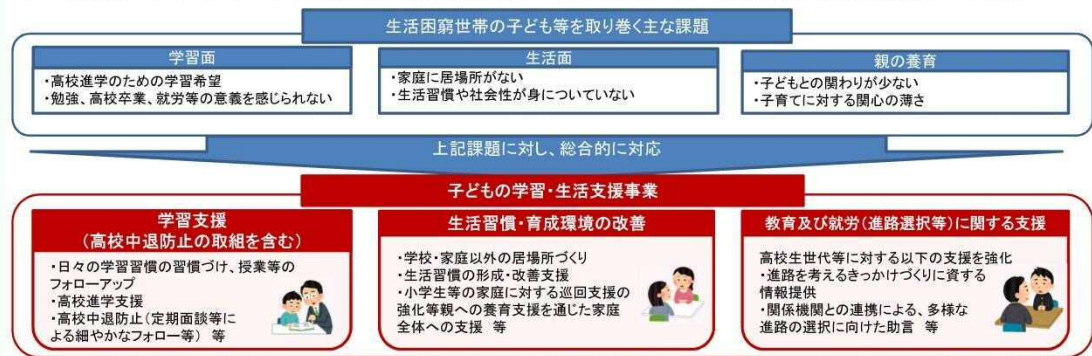
- ・都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- ・現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

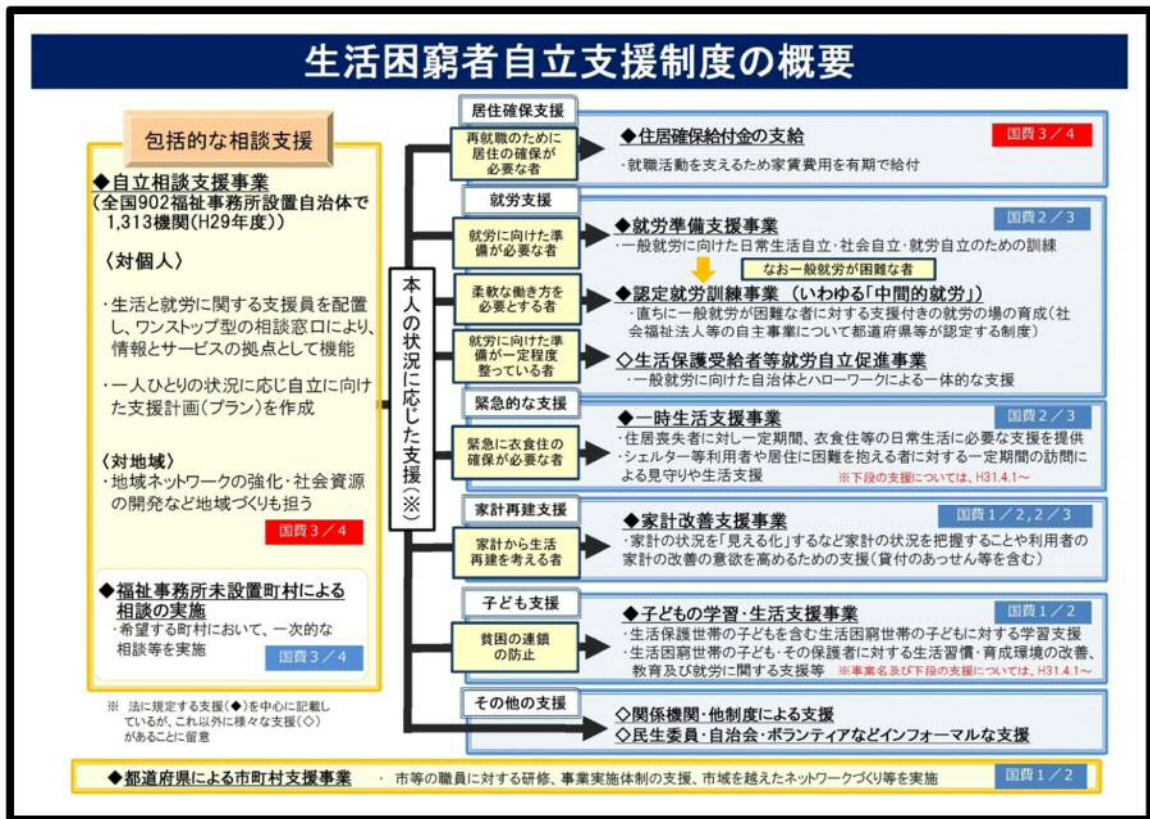
1. 子どもの学習支援事業の強化

・子どもの学習支援事業について、学習支援に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

- ① 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
- ② 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整



【厚生労働省：生活困窮者自立支援制度の概要】

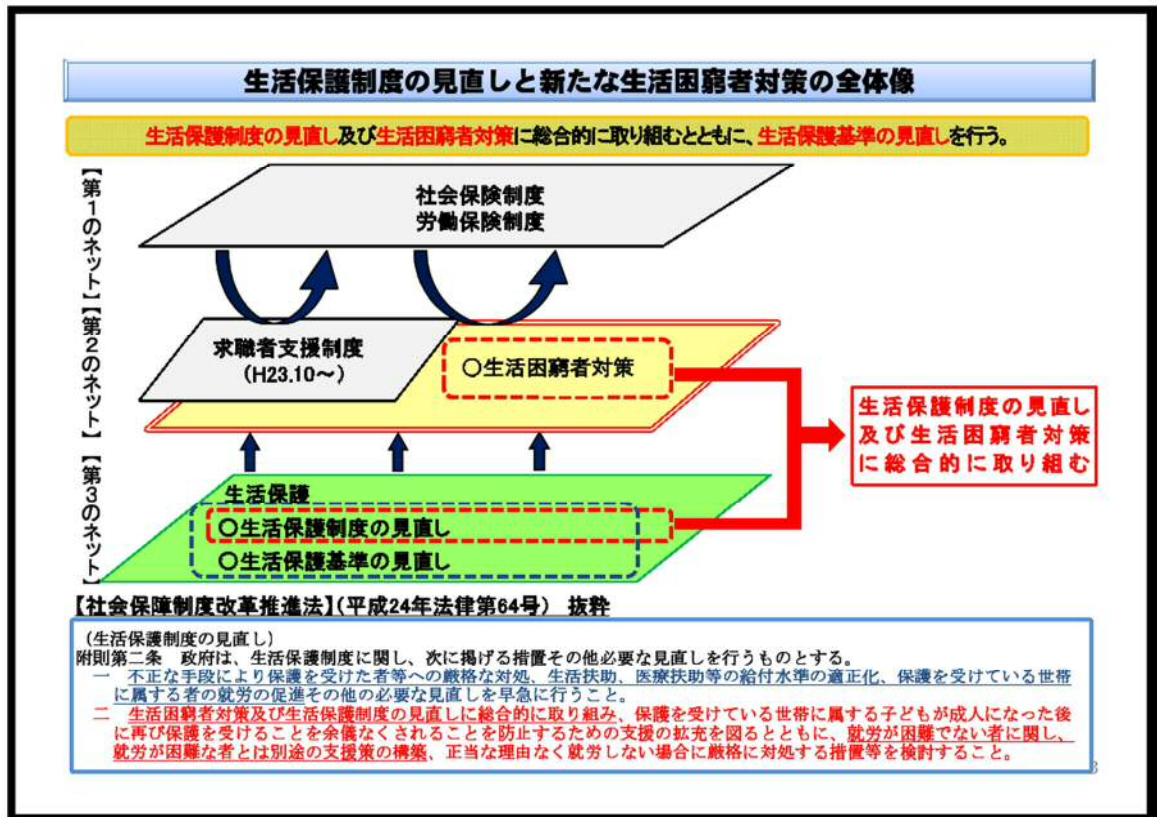


第2章 生活困窮者自立支援制度とは（本制度の「理念」）

2-1 制度の意義

この制度は、生活保護に至らない生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」として全国的に拡充し、包括的な支援体制を創設するものです。

【厚生労働省：セーフティーネット拡充のイメージ図】



2-2 制度の目指す目標

1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

生活困窮者への支援を強化する本制度において、最も重要な目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保です。「自立」の概念には、健康や日常生活を良いかたちで継続する「日常生活自立」、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活自立」、経済状況をより良くする「経済的自立」があります。「自立」という概念を構成する重要な要素は自己決定、自己選択であり、本人の想いに対し、支援者が寄り添って自立を支援します。

2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期発見や見守りのためには、地域のネットワークの強化が大切で、公的制度だけでは対応できない場合には、インフォーマルな支援や地域住民の力も必要となります。

また、生活困窮者も地域社会の一員として積極的な役割を果たしていくことも望まれることであり、地域において支え合いの輪を広げていくことが大切です。

2-3 生活困窮者支援のかたち

1) 包括的な支援

本人の有する心身の不調、家族の問題、家計の問題等、多様な問題に対し包括的に支援します。世帯単位で複合的な課題を有している場合には、世帯全体に対する支援を考えることも重要です。

2) 個別的な支援

生活困窮者の自立を困難にしている要因は、その人ごとに異なったかたちで課題が複合しているため、適切なアセスメントによって個々の状況に応じて、適切なサービスが提供できるよう支援を実施します。

3) 早期的な支援

人が生活困窮者に陥り、社会とのつながりが弱まった時、できるだけ早期にアプローチすることで支援の効果を高めることが期待できます。また、自らSOSを発することも困難であることから、地域のネットワークを強化する等早期発見に努めると共に、訪問支援等により支援者が積極的に生活困窮者との接点を見つけることも必要です。

4) 継続的な支援

生活困窮者の有する課題が複雑であることを踏まえると、一時的・短期的な支援では、十分な効果を上げられない場合が多いと考えられることから、本人の状況に合わせて、支援を切れ目なく段階的・継続的に提供します。

5) 分権的・創造的な支援

生活困窮者支援のかたちを実現し、包括的な支援の仕組みを創造していくためには、限定的な機関で対応できるものではないため、官と民、民と民が協働していくことが必要となります。

2-4 生活困窮者自立支援制度における対象者の考え方

平成30年10月1日の改正において、これまでの運用状況を踏まえて、経済的困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を明示しており、支援に携わる関係者間において生活困窮に至る背景事情を踏まえた適切かつ効果的な支援の展開が求められます。

また、平成25年度の国の「生活困窮者自立促進モデル事業」実施自治体の支援実績においても、様々な要因が想定されていたことから、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、幅広く予防的な観点を持ち対象者を捉え、対応していく必要があります。

<生活保護制度との関係について>

制度施行後も、生活保護制度の基本的な考え方に変更はないため、生活保護が必要であると判断される場合は適切に生活保護につなぐことが必要です。

2-5 関係制度等との連携

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、生活保護制度や介護保険制度、公共職業安定所等関係制度や関係機関との連携強化に取り組んでいます。

平成30年制度改正で、事業実施自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅等の関係部局において、生活困窮者自立支援制度の利用勧奨等を行うことが努力義務とされたことを踏まえ、関係機関等との連携をさらに強化し、適切な支援を実施していく必要があります。

さらに、生活保護制度との関係については、要保護者となる恐れが高い者を把握した場合には、生活保護制度についての情報提供及び助言等適切な措置を講ずる旨法律上に位置付けられました。併せて、生活保護法（昭和25年法律第144号）においても、生活困窮者自立支援制度に関する情報提供等を行う努力義務を規定することで、双方向の連携を明確化し、連続性のある支援を目指すこととされました。

第3章 芦屋市における生活困窮者自立支援制度の活用について

3-1 実施事業とその体系

【本市で実施する事業】※ 国は、既存の社会資源を活用して事業を行うことを勧めています。

	事業名	事業内容	所管等
必須事業	自立相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の状況に応じ、アセスメントを実施して自立に向けた支援プランを作成し、必要なサービス提供につなぐ。 関係機関とのネットワークづくりと新たな社会資源の開発等地域づくりに取り組む。 	芦屋市社会福祉協議会 (保健福祉センター内)
	住居確保給付金の支給	離職等により住居を喪失した、またはそのおそれが高く、所得等が一定水準以下の者に対し、就職活動を支えるため家賃相当額を支給。(対象者の要件の定め有・有期)	地域福祉課
任意事業	就労準備支援事業	就労に一定期間を有する者に対し、就労に向けた準備として、生活習慣の形成や社会的能力の取得等の支援を行う。(対象者の要件の定め有・有期)	三田谷治療教育院 (保健福祉センター内)
	地域まなびの場支援事業(★)	子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間との出会い、活動ができる居場所づくり、進学に関する支援等、子どもと保護者への支援を行う。	地域福祉課

(★) 別5「生活困窮者自立支援制度の概要」内「子どもの学習・生活支援事業」として実施

3-2 対象者(生活困窮者若しくは生活困窮に陥る可能性があると思われる人)の考え方

【特性による対象者像】

生活保護ボーダー層	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の相談に来庁したものの、要件に合致しない等により生活保護の申請に至らなかった人
障がいの疑いがある人	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳を所持していないが、発達障がい等の疑いがある人
ニート／ひきこもり／フリーター／就労未決定者／ホームレス等	<ul style="list-style-type: none"> 将来、より複雑な形で課題が表出する前に、適切に支援すべき必要性が高い層 家族以外との繋がりが希薄等社会的な孤立状態にある人 経済的困窮のみならず社会との関係を喪失している人 ネットカフェ難民等を含む
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住民税や保険料、公共料金の滞納者 要介護の親のために無職となっている稼働年齢層 家族それぞれに課題があり、ひとつの支援機関では対応が困難な状況にある人

3-3 自立相談支援事業について（国制定「自立相談支援事業実施要領」に基づき実施）

1) 自立相談支援事業の概要

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等様々な支援を包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2) 支援内容

(1) 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、そのものの置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で支援の種類及び内容等を記載したプランを策定する。また、プランに基づく様々な支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

3) 支援調整会議（自治体事務マニュアルより抜粋）

(1) 目的

支援調整会議は、以下を主な目的として、基本的に自立相談支援機関が開催する。

- プラン案の適切性の協議
- 支援提供者によるプランの共有
- プラン終結時等の評価
- 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

なお、具体的な解決方法については、それぞれ地域の実情に応じて定めるものとする。
また、自治体は関係者の招集が円滑に行われるよう、招集のための事務に協力することも考えられる。

4) 支援決定（自治体事務マニュアルより抜粋）

(1) 支援決定

支援決定が必要な法に基づく事業等（本市においては、就労準備支援事業）の利用について、その必要性や利用要件を満たしているかを確認し、これらの対象とすることについて決定するものである。

自治体は、対象者が利用要件を満たしているかを確認するとともに、プランの内容の適切性を確認することで、生活困窮者に適切な支援を提供するものである。

(2) 支援決定の実施主体

支援決定は、法に基づく事業等の実施主体である自治体とその区域内に居住地を有する者について、行う。一方、居住地がないか、又は明らかではない者については、現在地の自治体の実施主体となる。

(3) 相談受付から支援決定の流れ

ア プラン案の作成

自立相談支援機関は、相談に応じた対象者のうち利用申込みがあった者について、当該対象者（以下「本人」という。）の心身の状況並びに就労の状況、家計の状況、本人が置かれている環境、サービスの利用意向等を把握し、総合的な援助方針及び生活全般の解決すべき課題、支援目標及び達成時期、支援の種類及びその内容並びに支援を提供する上での留意事項を記載したプラン案を作成します。プラン案はアセスメントの結果を踏まえ、本人と相談支援員の協働により作成するものです。

イ プランの確定、法定事業の利用申請

自立相談支援機関は、支援調整会議を開催し、プラン案の支援内容が課題解決と支援目標に向けて適切なものであるか等について協議し、了承されたプラン案を自治体に提出します。（自立相談支援機関は、自治体にプラン案を提出する前に、法に基づく事業の利用について、必要に応じてあらかじめ自治体と相談・調整を実施。）

就労準備支援事業の利用は、支援調整会議で了承されたプラン案が利用申込書を兼ねています。また、住居確保給付金の利用希望がある場合は、個別に定められた支給（利用）申請書を併せて自治体に提出します。（住居確保給付金の支給申請が既に行われている場合は不要。）

ウ 支援決定

自治体は、自立相談支援機関から提出されたプラン案や本人のアセスメント結果の内容等を確認し、プラン案の適切性及び利用要件を満たしているかを確認します。

本人について、当該プラン案の適切性及び利用要件を満たしていることを確認した場合は、「支援提供通知書」に必要事項を記載した上で、本人に通知します。（自立相談支援機関に対しては、当該通知書の写しを提供するなど支援決定を受けたことについて通知。）

法に基づく事業の利用要件を満たさない等、支援決定ができない理由がある場合はその理由を速やかに本人に通知するとともに、必要に応じて当該プラン案の内容について、自立相談支援機関を通じて本人と調整を行います。

エ 支援の実施

法に基づく事業を実施する機関は、本人と支援等に係る調整を行い、プランの内容を踏まえた個別の支援計画を策定し支援等を開始します。

オ モニタリング

自立相談支援機関は、法に基づく事業等に係る支援がプランの内容どおり実施されているか確認を行い、支援方法等の変更が必要な場合には、プランの修正や再プランの策定を行います。

なお、再プランの策定とは、法に基づく事業の変更（追加）が必要な場合であり、プラン策定時と同様の手続を行います。また、プランの修正とは、支援方法の変更等が必要な場合であり、プラン策定と同様の手続は要しません。

カ プラン評価

プランの計画期間（支援実施の期間）の終りに達した場合、又はモニタリングにより再プランの策定が必要であると自立相談支援機関が判断した場合、目標の達成状況、支援の実施状況、本人の満足度を確認し、支援調整会議において、協議により自立支援計画の評価を行い、支援の終結あるいは再プランを策定して支援の継続について評価します。

キ 再プラン

再プランの策定については、プランの評価を踏まえて、再度本人の状況に応じたプラン案を策定し、当該プラン案に、法に基づく事業が含まれている場合は、自治体による支援決定を行う必要があり、改めて支援決定に準じた手続を行います。

なお、その場合、「支援提供通知書」は「支援変更通知書」と読み替えることとします。

ク 終結

①目標としていた自立達成の目途がたった場合、②生活困窮状態の脱却までには至っていないが、大きな課題が解決するなどした場合、③支援が中断した場合に、プランに基づく支援を終結するものとする。

終結の判断は、プラン評価において、行い、その結果を踏まえ、自治体において終結の決定（確認）を行うものとする。

(4) 緊急的な支援が必要な場合

自立相談支援機関が相談申込を受け付けた生活困窮者の中には、緊急的な支援が必要な場合がある。自立相談支援機関は、本人の訴えや確認した状況等から、住居など生活に係る緊急的な支援が必要であるか否かを判断し、適切な支援につなぐことが必要である。

この場合、住居確保給付金の支給については、プラン案が策定されていない場合であっても支給申請書に基づき、自治体に支給申請を行うことができる。

当該自治体は、当該支給申請を受け付け、支給の要件を満たしていることを確認した場合、支給決定を行うものとする。

緊急的な支援を行った場合は、事後にプランに盛り込み、支援調整会議で報告を行うこととする。

なお、生活保護の適用が必要となるおそれが高いと判断される場合は、改正法に改正後の法第23条に基づき、生活保護制度に関する情報提供、助言等を行うこととし、必要に応じて、生活保護担当課につなぐことが必要である。

(5) 支援決定の効果

生活困窮者自立支援制度は、住居確保給付金を除き、個人に対して何らかの給付等を行うという法的権利を規定したものではない。したがって、法に基づく事業等に係る支援決定は、処分性を有しない（行政不服申立ての対象とはならない。）と考えられる。

3-4 住居確保給付金の支給について（自治体事務マニュアルより抜粋）

1) 住居確保給付金の概要

離職又は自営業の廃止（以下、「離職等」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下、「住居喪失者」という。）又は、住居を喪失するおそれのある者（以下、「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

2) 支給要件等

支給には要件が設けられている。また、支給額、支給期間、支給方法についても規則で定められている。（詳細は別途「自治体マニュアル」参照）

3) その他

支給後の状況により、常用就職及び就労収入の報告、支給額の変更、支給の停止、住居確保給付金の中止、住居確保給付金の支給期間の延長等、再支給、不適正受給への対応についても別途詳細により対応します。

4) 関係機関との連携

自立相談支援機関は、支給対象者及び受給者等の状況等について情報共有するなど、自治体、公共職業安定所等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所等に決定通知書の写しを送付して情報提供する。

自立相談支援機関及び自治体は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

3-5 就労準備支援事業について（国策定「就労準備支援事業実施要領」に基づき実施）

1) 就労準備支援事業の概要

就労に必要な実践的な知識・技術等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

2) 支援内容

- 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- 日常生活自立に関する支援
- 社会自立に関する支援
- 就労自立に関する支援

3) 支援期間

1年を超えない期間とする。

なお、就労準備支援事業の利用終了後も一般就労につながらなかったケース等で自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて就労準備支援事業を利用することが適当と判断されたときは、事業の再利用が可能である。

4) 関係機関との連携

自立相談支援機関のアセスメント、支援方針の決定の段階から積極的に関わるとともに、事業の利用期間中は、支援の実施状況や利用者の状態の変化などについて、定期的に自立相談支援機関と共有します。

支援によって一般就労に向けた準備が一定程度整った場合は、ハローワークへの同行支援を行い、就業相談の際の同席や求人選択の手助け等をおこなうことも考えられます。

3-6 地域まなびの場支援事業について

1) 地域まなびの場支援事業の概要

まなびの場の環境が十分に用意されていない生活困窮世帯等の子どもが成長する過程において、再び経済的困窮に至ることを防止するとともに、地域に子どもの居場所を確保することで保護者以外の大人とのコミュニケーションを通じて社会性や他者との関係性を育むことを目的とし、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援、地域の子どもたち及び誰もが集える居場所づくり、保護者への支援を併せて実施します。

2) 利用対象者

学習支援の利用については、生活保護受給世帯または自立相談支援事業利用世帯である、若しくは、自立相談支援機関によるアセスメントに基づく判断が必要となります。

3) 支援内容

(1) 学習支援

高校受験のための進学支援、学校の勉強の復習、学習の習慣づけ、学び直し

(2) 居場所の提供

日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供

(3) 親に対する養育支援

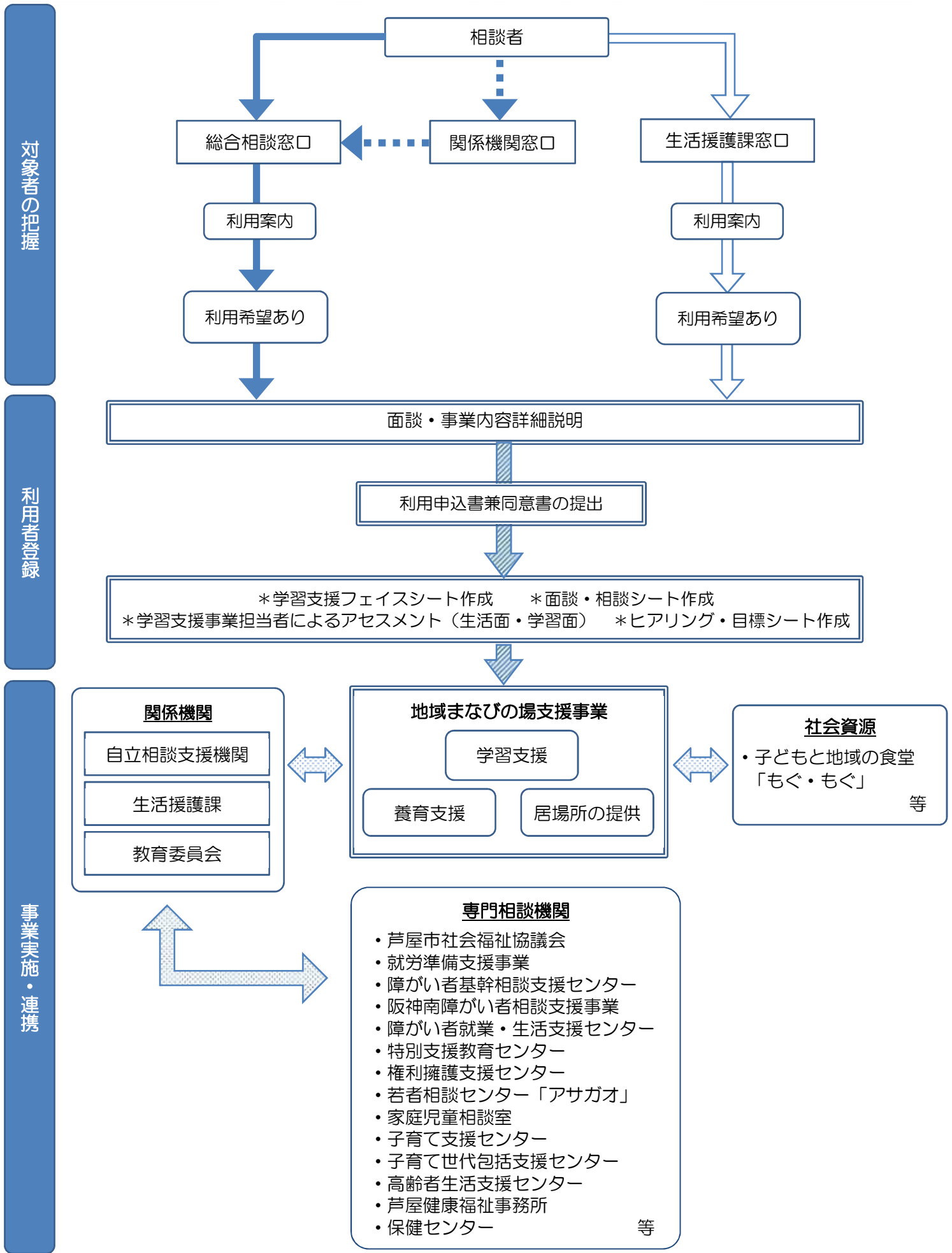
子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供

(4) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

4) 関係機関との連携

自立相談支援機関及び就労準備支援事業を含め関係機関等との連携を図り、特に、教育委員会及び学校等との連携、調整を行い、子どもや世帯の状況等について共有されやすい関係を構築します。また、事業の対象となる子どもの把握や地域の担い手の掘り起こしについても積極的に行います。

地域まなびの場支援事業（学習支援）利用までの流れ



3-7 関係機関との連携，地域づくり

本人の状況に応じて，権利擁護支援センター，高齢者生活支援センター，障がい者相談支援事業，医療機関等，また市役所内の各課及び教育委員会との連携により，必要な調整を図る必要があります。

また，地域住民の理解促進のための働きかけや，生活困窮者を早期に把握する地域のネットワークづくりや見守り支援，社会参加の場づくりについて，民生委員・児童委員や自治会等の活動，「地域発信型ネットワーク」を通じた展開について，社会福祉協議会と共に検討し，実践していきます。

3-8 ネットワークの構築

1) 生活困窮者自立支援推進協議会

生活困窮者支援の取組を推進するためには，新たな社会資源の創出等自治体あのみならず，様々な支援組織や地域住民などの支援も含めた地域の実情に応じた柔軟な取組が必要となります。支援に関わる関係機関のネットワーク構築及び当該制度の有効な運用について検討するため，「生活困窮者自立支援推進協議会」を設置し，生活困窮者支援の推進に努めます。

生活困窮者自立支援推進協議会 構成員

分野	機関名
学識	学識経験者
司法	弁護士
保健・医療	芦屋市医師会
	兵庫県芦屋健康福祉事務所
商工・労働	西宮公共職業安定所（ハローワーク西宮）
	阪神南障がい者就業・生活支援センター
権利擁護	権利擁護支援センター
高齢者	高齢者生活支援センター
障がい者	障がい者基幹相談支援センター
若者支援	アサガオ（若者相談センター）
福祉団体	芦屋市民生児童委員協議会
	芦屋市社会福祉協議会
行政	福祉部長

「生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン」

改訂に向けた意見交換会 構成員

1 構成員

所 属	役 職	氏 名
企画部お困りです課	係 長	小杉 頼子
総務部債権管理課	係 長	前場 理広
市民生活部男女共同参画推進課	係 長	林 侑司
市民生活部地域経済振興課	係 長	亀岡 菜奈
市民生活部保険課	係 長	無量林 良蔵
市民生活部上宮川文化センター	係 長	渡邊 一義
市民生活部環境課	係 長	太田 暁弘
福祉部生活援護課	係 長	西川 隆士
福祉部障害福祉課	係 長	長谷 啓弘
福祉部高齢介護課	係 長	井村 元泰
こども・健康部子育て推進課	主 査	下條 純
こども・健康部健康課	係 長	山田 映井子
都市建設部住宅課	係 長	福岡 慶起
上下水道部水道業務課	係 長	大久保 瑞穂
教育委員会学校教育課	課 員	森 洋樹
教育委員会青少年育成課	係 長	山崎 元輝

2 事務局

所 属	役 職	氏 名
福祉部地域福祉課 (地域福祉係)	主 幹	吉川 里香
	係 長	山川 尚佳
	課 員	岡本 ちさと
	課 員	片岡 睦美
	課 員	横道 紗知

3 オブザーバー

所 属	役 職	氏 名
芦屋市社会福祉協議会	常務理事	鳥越 雅也
	主 査	三谷 百香
		天羽 加織

生活困窮者自立支援制度にかかる窓口対応・相談支援ガイドライン

平成31年 3月

発行 生活困窮者自立支援事業推進に係るプロジェクト・チーム
改訂 芦屋市福祉部地域福祉課
事務局 芦屋市福祉部地域福祉課
〒 659-8501
芦屋市精道町7番6号
TEL 0797-38-2040
FAX 0797-38-2060